

奈良の学び推進プラン
～ 第3期奈良県教育振興大綱を実現するために ～
(案)

令和 年 月
奈良県教育委員会

目次

| | |
|--|----|
| 第1 奈良の学び推進プラン策定にあたって | 1 |
| 1 プラン策定の趣旨 | 1 |
| 2 プランの位置付け | 1 |
| 3 プランの期間 | 1 |
| 第2 データから見た奈良県の子どもたちの状況 | 2 |
| 第3 主要施策 | 3 |
| 1 施策体系 | 3 |
| 2 柱ごとの主要施策 | 4 |
| 柱1 生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進 | |
| (1) 就学前教育の充実 | 4 |
| 柱2 自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進 | |
| (1) 新しい時代に求められる資質・能力の育成 | 5 |
| (2) 教育DXの推進 | 6 |
| (3) 豊かな心の育成 | 6 |
| (4) 読書活動の推進 | 7 |
| (5) 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 | 7 |
| (6) 特別支援教育の充実 | 8 |
| 柱3 学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進 | |
| (1) 教員の働き方改革 | 9 |
| (2) 教職員の資質向上 | 9 |
| (3) 計画的な教員の確保 | 10 |
| (4) 教育環境の整備 | 11 |
| (5) 学校安全の推進 | 11 |
| 柱4 地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 | |
| (1) キャリア教育の充実 | 12 |
| (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 | 12 |
| (3) 中学校における休日の学校部活動の地域連携及び 地域クラブ活動への移行の推進 | 13 |
| (4) 社会教育の推進 | 13 |
| 柱5 誰一人取り残さない教育の推進 | |
| (1) いじめ防止対策の推進 | 14 |
| (2) 不登校対策の推進 | 14 |
| (3) 人権教育の推進 | 15 |

第1 奈良の学び推進プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

「教育」という言葉は、その字のとおり、「教える」と「育てる」が有機的に機能する行為です。ただ単に知識や技能を教え伝えるだけでなく、子どもたちが自ら育つように促すことが大切です。そのため、発達の段階に応じて子どもに裁量を与え、自分たちで意思決定しながら進める機会を設けることが肝要です。そして、子どもたちの自主性を尊重しつつ、適切な指導を行い、成長を見守ることにより、学びたいことや、やりたいことがたくさんあるという学校本来の姿を実現していくことが必要です。

第3期奈良県教育振興大綱（以下、「大綱」という。）では、令和7年度から令和10年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、郷土奈良に誇りをもち、新たな価値を創造する力とたくましく生きる力を育む「一人一人の可能性を最大限に引き出す教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

大量の情報の中から瞬時に情報をまとめたり、分析したりすることができる生成AIの出現・発展は、IoT等の先端技術の高度化により加速度的に速くなると予測された社会の変化をより一層進めています。本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により全国一斉の臨時休業等に見舞われた令和2年度以降、全国に先駆け1人1台端末の整備に取り組んできました。その結果、教員のICT活用指導力は向上し、多くの小・中学校において1人1台端末の日常使いは着実に進み、学校における学びの有り様が大きく変化してきています。そのような中、教員は、社会の変化を前向きに受け止め、学び続け、子ども一人一人の主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことが求められています。そのため、教員による教育活動を効果的に行うことができるよう、教育DXや働き方改革の推進など、教育環境の整備に取り組み、新しい時代に対応した「奈良の学び」を進めていく必要があります。

これまで「奈良の学び」では、子どもたちの「意欲の喚起」「学びの継続」「社会での活用」というフローを実現することで学びを高めること、郷土奈良の豊かな教育資源を生かし学びを深めることを重視してきました。それに加え、デジタル学習基盤や学校内外の教育資源を活用し、子どもたちの多様な教育ニーズに対応した一人一人の可能性を引き出す教育を実現していく必要があります。

県教育委員会では、新しい時代に対応した「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づき、5つの柱ごとに県教育委員会が所管する学校教育を始めとした各分野において19の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。このプランにより、教育に関わる全ての人々と目指す教育の方向性を共有し、奈良県の未来を創る子どもたちの夢を育み、夢を実現できる教育をともに推進してまいります。

2 プランの位置付け

「奈良の学び推進プラン」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

3 プランの期間

令和7(2025)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの4年間とします。

第2 データから見た奈良県の子どもたちの状況

学力、授業への取組状況

| 子どもの学力 | | | | | 授業への取組状況 | |
|-------------------------|----------------|--------------|-----------------|---------------|-----------------------------|------------|
| (上段:平均正答数 下段:平均正答率(%)) | | | | | (各質問への肯定的回答の割合 () 内は、全国平均) | |
| | 国語 | | 算数・数学 | | 小学校 | 中学校 |
| | 全国 | 奈良県 | 全国 | 奈良県 | | |
| 小学校 | 9.5/14 67.7 | 9.3/14 67 | 10.1/16 63.4 | 10.1/16 63 | 80.8(81.9) | 73.0(80.3) |
| | 8.7/15 58.1 | 8.4/15 56 | 8.4/16 52.5 | 8.3/16 52 | 67.6(67.6) | 60.3(64.8) |
| 中学校 | 8.7/15 58.1 | 8.4/15 56 | 8.4/16 52.5 | 8.3/16 52 | 82.3(84.3) | 76.7(80.9) |
| | 8.7/15 58.1 | 8.4/15 56 | 8.4/16 52.5 | 8.3/16 52 | 90.9(91.6) | 89.3(92.3) |

令和6年度全国学力・学習状況調査 各教科調査

令和6年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査

- 各教科調査の平均正答数は、小学校算数以外、全国平均をやや下回る結果であったが、各教科とも、全国平均並みです。
- 授業への取組状況については、小学校は概ね全国平均並みですが、中学校では全ての項目で全国平均を下回り、特に「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の項目について、全国平均との差が7.3ポイントあります。

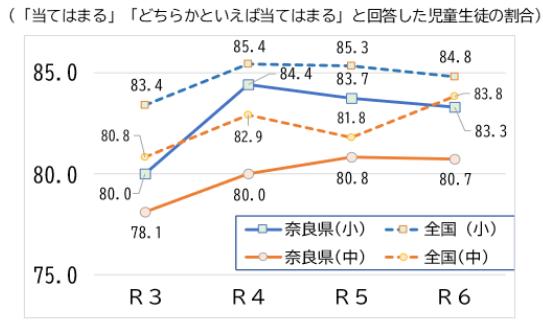
自己有用感、学校適応等

自己有用感等の状況

| | 小学校 | | 中学校 | |
|------------------------|-----------------------------|--|-----------------------------|--|
| | (各質問への肯定的回答の割合 () 内は、全国平均) | | (各質問への肯定的回答の割合 () 内は、全国平均) | |
| 自分には、よいところがある | 83.7(84.1) | | 80.7(83.3) | |
| 将来の夢や目標を持っている | 80.7(82.4) | | 63.1(66.3) | |
| 人の役に立つ人間になりたいと思う | 96.0(95.9) | | 93.9(95.2) | |
| 普段の生活中で、幸せな気持ちになることがある | 92.1(91.7) | | 89.6(89.8) | |

令和6年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査

学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合の経年変化

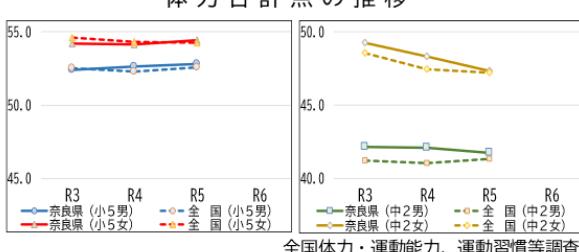


令和6年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査

- 児童生徒質問調査の各項目とも、やや全国平均を下回っていますが、概ね全国平均並みです。
- 学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を下回る傾向が見られます。

体力、運動能力、運動習慣

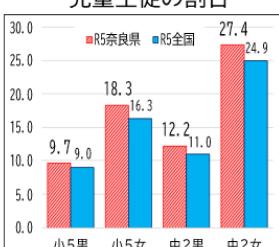
体力合計点の推移



運動嫌いの児童生徒の割合



1週間の総運動時間が60分未満である児童生徒の割合



- 体力合計点は、小・中学校の男女ともにほぼ全国平均並みです。
- 運動嫌いの児童生徒の割合は、小学校女子以外、全国平均をやや上回っているものの、ほぼ全国平均並みです。1週間の総運動時間が60分未満である児童生徒の割合は、全国平均をやや上回っています。

第3 主要施策

1 施策体系

第3期奈良県教育振興大綱「施策の基本方針」に基づいて
奈良県教育委員会が取り組む「19の主要施策」

柱1 生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進

<施策の基本方針>
就学前教育の充実
こころと身体のはぐくみ
保育人材の確保・人材育成

><主要施策>
(1)就学前教育の充実

柱2 自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

<施策の基本方針>
新しい時代に求められる資質・能力の育成
SDGsに貢献する人材の育成
教育DXの推進
豊かな心の育成
健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
特別支援教育の充実

><主要施策>
(1)新しい時代に求められる資質・能力の育成
(2)教育DXの推進
(3)豊かな心の育成
(4)読書活動の推進
(5)健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
(6)特別支援教育の充実

柱3 学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

<施策の基本方針>
教員の働き方改革、指導・運営体制の充実
教職員の資質向上
教育費負担の軽減
教育環境の整備
学校安全の推進

><主要施策>
(1)教員の働き方改革
(2)教職員の資質向上
(3)計画的な教員の確保
(4)教育環境の整備
(5)学校安全の推進

柱4 地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

<施策の基本方針>
キャリア教育・職業教育の充実
生涯にわたる学び・活躍できる環境整備
地域リーダーの育成
学校・家庭・地域の連携・協働の推進
スポーツや文化活動の推進
社会教育の推進

><主要施策>
(1)キャリア教育の充実
(2)学校・家庭・地域の連携・協働の推進
(3)中学校における休日の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進
(4)社会教育の推進

柱5 誰一人取り残さない教育の推進

<施策の基本方針>
いじめ防止対策の推進
不登校対策の推進
ひきこもり対策の推進
多様な教育ニーズへの対応
人権教育の推進

><主要施策>
(1)いじめ防止対策の推進
(2)不登校対策の推進
(3)人権教育の推進

2 柱ごとの主要施策

柱1 生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進

(1)就学前教育の充実

〈推進方針〉

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる資質・能力の芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが求められます。そのため、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが求められており、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間を指す、いわゆる「架け橋期」の教育の充実を図るとともに、幼児期の教育の質向上に努めることが重要です。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、県内の公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携・協働した円滑な接続の取組に向け、地域の実情に応じた「架け橋期」のカリキュラムを開発し、活用できるよう取組を進めます。

また、高い専門性を有する就学前教育アドバイザーを活用し、市町村等が行う幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を支援してまいります。

〈取組内容〉

| | |
|---|--|
| ① | 各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の学びの接続に資する「架け橋期」のカリキュラムの開発 |
| ② | 各市町村における幼児教育の質向上に向けた研修等の充実 |

柱2 自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

(1)新しい時代に求められる資質・能力の育成

〈推進方針〉

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子どもたちの資質・能力を確実に育成する必要があります。各学校においては、児童生徒の学習状況を適切に把握し、主体的な学びを引き出せるよう授業改善に取り組むことが重要です。また、子どもたちの発達の段階に応じて、自分たちで意思決定する機会や、身近な課題を自分たちで解決する機会を適切に設け、子どもたちの主体性を育む取組を進めることが大切です。

G I G Aスクール構想の下、今後の学習者主体の学びを支える重要なインフラであるデジタル学習基盤も最大限活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進めます。

県立高等学校においては、生徒の状況や期待に加え、各学校の歴史や伝統、社会や地域の実情、さらには10年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義しました。その上で、各学校が育成を目指す資質・能力を明確化・具体化し、高等学校の入学から卒業までのスクール・ポリシーを策定し、高等学校教育に期待される様々なニーズに応え特色化と多様化を推進します。

〈取組内容〉

| | |
|---|-------------------------------|
| ① | 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善 |
| ② | 県立高等学校における魅力化・特色化の推進 |

(2)教育DXの推進

〈推進方針〉

将来の予測が難しい社会において、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決し、自分の考えを形成する能力は欠かせません。この能力を育成するためには、ICTを新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようになります。また、教職員の業務改善を図るために、教育現場のさらなるデジタル化が求められています。

1人1台端末や高速通信ネットワーク、公用クラウド等がGIGAスクール構想で整備されました。これらを安全で信頼性の高いアクセス制御によるセキュリティ対策を講じた上で一層活用することで、教育データの利活用を推進し、教育の質の向上を目指します。そのために、教員研修を充実させ、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、ICTを効果的に活用することで教職員の業務改善を実現します。

〈取組内容〉

| | |
|---|----------------|
| ① | 児童生徒の情報活用能力の育成 |
| ② | 教員のICT活用指導力の向上 |
| ③ | 教職員の校務の効率化 |

(3)豊かな心の育成

〈推進方針〉

子どもたちが豊かな感性や社会性をもって他者と共に互いを尊重し、支え合って生きていくことができるよう豊かな心の育成を目指します。

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、各学校や地域の実情に応じた道徳教育の推進に向けた取組を支援します。

子どもたちが郷土奈良への愛着と誇りをもてるようになるとともに、地域や社会の課題について主体的に考え、解決していくこうとする態度を育めるよう、郷土奈良の豊かな自然や歴史、地域人材を生かした学習の充実に向けて取組を進めます。

〈取組内容〉

| | |
|---|--------------------|
| ① | 一人一人の主体性を育む道徳教育の充実 |
| ② | 郷土の伝統・文化に関する教育の推進 |

(4) 読書活動の推進

〈推進方針〉

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。加えて、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力である読解力や想像力、思考力等を養う上でも大変重要です。

そのため、学校、家庭、地域等がそれぞれ担うべき役割を認識するとともに、相互に連携・協力して、子どもの発達の段階に応じたさまざまな分野の本との出会いや読書の機会の充実を図ります。また、子どもの読書活動を支える人材の育成や普及啓発活動を推進します。

〈取組内容〉

| | |
|---|-----------------------------|
| ① | 学校、家庭、地域が連携・協力した読書活動の推進 |
| ② | 子どもの読書活動に関わる人材の育成や普及啓発活動の推進 |

(5) 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

〈推進方針〉

近年、子どもを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、学校における健康課題や食に関する課題の多様化・深刻化、並びに日常の生活において、運動する子どもと運動をしない子どもの二極化傾向が見られます。

多様化・深刻化する健康課題や食に関する課題に対する対応が複雑化する中、子どもの心と体を守るための健康教育や食に関する指導の充実、並びに子どもの運動習慣の改善に取り組みます。

〈取組内容〉

| | |
|---|--------------------------|
| ① | 子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実 |
| ② | 学校における体系的で継続的な食に関する指導の充実 |
| ③ | 子どもの体力・運動能力、運動習慣等の向上 |

(6)特別支援教育の充実

〈推進方針〉

自立と社会参加に向けて、全ての子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と多様な学びの場の整備により、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進します。

特に、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用や合理的配慮の提供により、一人一人の幼児児童生徒が個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けられるように努めます。その際、各計画の内容を充実させることはもとより、幼児児童生徒に対する切れ目のない指導や支援を行うため、就学・進学等の移行期において必要な情報を確実に引き継ぐことが重要となります。各計画について実効性のある活用ができるよう市町村教育委員会等と連携を図りながら理解啓発に取り組みます。

また、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、全ての教職員が特別支援教育に係る理解を深める取組を推進します。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等、全ての学びの場において一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられるよう、特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修の充実に努めます。

〈取組内容〉

| | |
|---|----------------------------|
| ① | 個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用 |
| ② | 特別支援教育に関する研修会の実施 |

柱3 学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

(1)教員の働き方改革

〈推進方針〉

県では、これまでの学校における働き方を見直し、人間性や創造性を高め、子どもたちに対してよりよい教育活動ができるようにすることを目的として教員の働き方改革を進めています。

令和元年度に、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進や学校及び教育職員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方などについて検討し、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」及び「学校における働き方改革推進プラン」を策定、令和4年度にはより実効性のある取組を推進すべくプランを改定しました。これらの方針及びプランに基づき、教職員間はもとより外部人材等ともコミュニケーションを十分に図りながら、業務内容や各学校の状況・課題等を共有し、保護者・地域の理解・協力を求め、連携しながら取組を推進することが重要です。今後も、教育の質の向上のために、教員が教員でなければできないことに集中できるよう市町村教育委員会や各学校と連携しながら教員の働き方改革に積極的に取り組みます。

〈取組内容〉

| | |
|---|--------------|
| ① | 長時間勤務のは是正 |
| ② | 支援スタッフの配置の充実 |

(2)教職員の資質向上

〈推進方針〉

子どもたちが主体的に学びを深めていく上で、伴走者である教職員の資質・能力の向上は必要不可欠です。

そのため、教職員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を示した「奈良県教職員の資質向上に関する指標」に基づき、全ての教職員が基礎的・基本的な資質・能力を身に付けるとともに、専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備に取り組み、学校の教育力向上に努めます。また、働き方改革の視点からもICTを活用した遠隔研修を実施する等、研修目的に応じた多様な方法で研修を実施するとともに、探究心をもちつつ自律的に学び続ける教職員の育成を目指して研修講座内容の充実を図ります。

〈取組内容〉

| | |
|---|------------------------|
| ① | 専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備 |
| ② | 研修講座の内容の充実 |
| ③ | ICTを活用した研修講座の実施 |

(3)計画的な教員の確保

〈推進方針〉

近年、本県においては、昭和58～60年頃に大量採用された世代の退職と、それに伴う大量採用の傾向が続いてきました。若手の教員が増加することで、産前産後休暇や育児休業の取得者が増加し、その代替教員の需要が増えると推測されています。さらに、特別支援学級数や通級指導教室が拡大するなど、様々な要因で教員の需要が増加しています。それにともない、人材が不足し、その確保が難しい状況となっています。

教員に不足が生じることは、教育の質の確保・向上の観点から憂慮すべきものです。優秀な教員の安定的な採用や、緊急・臨時的な教員需要に対応できるよう、教職の魅力を発信して教員志望者の拡大を目指すほか、教職経験者や志望者を積極的に発掘するなど、計画的な教員の確保を図ります。

〈取組内容〉

| | |
|---|------------------|
| ① | 教員採用選考における志願者の確保 |
| ② | 定数内講師、補充講師の確保 |

(4)教育環境の整備

〈推進方針〉

県立学校は、建築後40年を経過した施設が半数以上を占めるなど、老朽化が進んでおり、これらの施設の老朽化対策を計画的に実施するため、令和3年2月に「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」を策定しました。施設の老朽化に加えて、設備面の老朽化についても課題となっており、特にトイレについては、生徒や保護者等からの改善要望が以前から多くあり、対応が必要な状態となっていました。また、近年の気温上昇により、授業や部活動中の熱中症リスクが高まっており、各教室等への空調設備の設置についても、早急な対応が必要となっていました。

このような課題に対応するため、まずは、全ての県立高校のトイレを洋式化・乾式化する「県立高校トイレピッカピカ5カ年計画」を、令和6年度から令和10年度の5年間で実施することとし、この計画により、県立高校におけるトイレ環境の大幅な改善を目指します。

また、空調設備については、普通教室は設置が完了していますが、特別教室についても、稼働率の高い教室を優先して、計画的に空調設備の設置を進めていくこととしています。さらに、体育館の空調設備については、まずは特別支援学校を優先して設置することとしていましたが、計画を前倒しして、県立高校についても、早期の設置完了を目指します。

今後も、生徒や教職員にとって、良好で魅力ある教育環境を確保するため、計画的な施設整備を進めています。

〈取組内容〉

| | |
|---|----------------------------------|
| ① | 県立高校のトイレ環境の改善（県立高校トイレピッカピカ5カ年計画） |
| ② | 県立学校の空調設備の設置（特別教室、体育館） |

(5)学校安全の推進

〈推進方針〉

近年、学校の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたるとともに年々深刻化しており、登下校を含む学校管理下における児童生徒の安全確保に向けた対策が急務となっています。また、各学校を取り巻く、自然環境、交通環境、治安状況は様々で、その特性に応じた安全教育や安全管理が必要となっています。

これらを踏まえ、地域や関係機関、団体や民間事業者等と連携した効果的な学校安全の取組を推進します。

〈取組内容〉

| | |
|---|----------------------|
| ① | 学校安全に関する教職員の資質向上 |
| ② | 通学通園路等の安全確保に向けた取組の推進 |
| ③ | 実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実 |

柱4 地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

(1)キャリア教育の充実

〈推進方針〉

産業や経済の分野における構造的な変化が雇用形態の多様化・流動化に直結しています。また、働くことへの不安を抱えたまま学校を卒業し、社会や職場への適応に難しさを感じる若者が増えており、社会問題ともなっている状況です。このことから、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進・充実が一層求められています。

このため、中学校の職場体験や高等学校・特別支援学校のインターンシップの充実など、社会・職業との関連を重視し、基礎的・汎用的能力を確実に育成し、各学校段階において組織的・体系的なキャリア教育の推進を図ります。

〈取組内容〉

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進 |
|---|-----------------------|

(2)学校・家庭・地域の連携・協働の推進

〈推進方針〉

学校が抱える課題の複雑化・困難化や、地域社会のつながり・支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える、「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一体的な推進を図ります。

学校と地域が、地域学校協働活動推進員等を橋渡し役として、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、これらを踏まえて、相互に連携・協働して活動を展開することが、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進のために重要となります。一体的な推進及び持続可能な協働体制構築のために、地域住民による地域学校協働活動推進員等の配置に係る積極的な支援を行っていきます。

〈取組内容〉

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 地域学校協働活動の充実 |
| ② | 地域学校協働活動推進員等の人材育成 |

(3)中学校における休日の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進

〈推進方針〉

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきていることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より厳しい状況になっていることが指摘されています。

今後、少子化の中でも、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会をもつとともに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校と地域との連携・協働によって、学校部活動の在り方を検討し、持続可能な活動環境の整備促進に努めます。

〈取組内容〉

- | | |
|---|----------------|
| ① | 持続可能な活動環境の整備促進 |
|---|----------------|

(4)社会教育の推進

〈推進方針〉

社会教育は、持続的な地域コミュニティの基盤形成に重要な役割を担っており、「学び」を通じて人々が協力し合える関係づくりの土壌を耕すとともに、住民自身が主体的に学ぶ意思をもち、教え学び合う当事者となって、その成果が地域における様々な活動に還元されることが重要です。

このような社会教育が担う役割の重要性は様々な分野で注目され、認知されるようになっています。地域における社会教育の「活動」とその「担い手」は、潜在的に多く存在しており、そういった社会教育に関わろうとしている人々を発掘し、巻き込み、サポートする専門人材が重要となります。このため、社会教育主事講習を開催し、社会教育主事や社会教育士などの専門人材の養成、育成に取り組みます。

〈取組内容〉

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 社会教育人材の養成・活躍機会の拡充 |
|---|-------------------|

柱5 誰一人取り残さない教育の推進

(1)いじめ防止対策の推進

〈推進方針〉

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

いじめへの対応については、どの学校や学級、児童生徒にも起こりうるという認識のもと、早期発見及び早期かつ組織的な対応を行うことが極めて重要です。このため、いじめの認知に関して学校間や教員間での意識のばらつきを解消するなど、全県的に統一した対応が必要であることを踏まえ、「奈良県いじめ防止基本方針」の周知・徹底を図ることや、以前と比べ配置が進んでいる専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）のより効果的な活用を行うことなどの、具体的な取組を進めていきます。

〈取組内容〉

| | |
|---|-------------------------|
| ① | 「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底 |
| ② | 「いじめ防止強化月間」の取組推進 |

(2)不登校対策の推進

〈推進方針〉

不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人のキャリアや社会的自立のために望ましいものではないことから、適切に支援を行うことが求められます。

不登校対策については、不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めることが重要です。また、同時に、その原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で、課題予防的・困難課題対応的生徒指導として適切にアセスメントを行い、支援の目標等を定め、専門家や関係機関とも連携・協働しながら、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

このため、登校できない（しない）状況の解消に向けた専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）による心理的・社会的支援体制の充実を図ります。その上で、学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒がつながることができる居場所づくりを推進します。不登校児童生徒が学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、ＩＣＴ等を活用した学習支援や相談活動等に取り組みます。また、保護者同士が交流する機会や適切な情報や支援が得られる機会を提供することで、個々の状況に応じた適切な支援につなげます。

〈取組内容〉

| | |
|---|----------------|
| ① | 教育相談体制の充実 |
| ② | 多様な学びの場、居場所の確保 |

(3)人権教育の推進

〈推進方針〉

人権課題が多様化・複雑化する中、これらに主体的に対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が求められています。児童生徒が自尊感情を育み、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を身に付けることができるよう、学校における人権教育の状況を適宜把握しながら、「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿った教育の充実を推進します。

教職員自らが、人権教育推進の担い手としての自覚を高め、これまで大切にしてきた同和教育の理念やその成果・手法を継承しつつ、情報化の進展や社会情勢の変化に伴う多様化・複雑化する人権問題に対応できるよう、教職員の人権教育に関する実践力・指導力の向上は不可欠です。そのため、キャリアステージに応じた系統的・計画的な研修、様々な個別の人権課題に対応するための研修を実施し、より一層の指導・支援体制を充実します。

また、グローバル化の進展により、様々な属性や文化をもつ人々が共に生きることができる社会の構築が一層強く求められています。一人一人が大切にされる共生社会の実現に向け、互いを認め合い、違いを豊かさとして捉える、多様性を尊重する教育を推進します。

〈取組内容〉

| | |
|---|------------------------|
| ① | 「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進 |
| ② | 教職員、特に初任者等への研修の機会の充実 |
| ③ | 共生社会の実現に向けた教育の推進 |